



豊島区 みどりの 基本計画

令和5年3月 (素案)



資料3

「みどりのネットワークを形成する環境のまち」
～公園がつなぐ みどりのまちづくり～

豊島区みどりの基本計画
目次

1 計画策定の考え方――4

- 1-1 計画の目的 4
- 1-2 みどりの基本計画とは 5
- 1-3 計画の対象範囲 6
- 1-4 計画の期間 8

2 豊島区のみどりの課題――10

- 2-1 みどりを取り巻く課題 10
- 2-2 改定の主な視点 12

3 みどりの将来像と目標、方針――14

- 3-1 基本理念 14
- 3-2 みどりの将来像 16
- 3-3 計画の体系 18
- 3-4 計画の目標 19
- 3-5 基本方針 29

4 計画推進に向けた施策――38

- 4-1 施策体系 38
- 4-2 施策 42
 - 〔基本方針1〕
みどりのネットワークをつくる 42
 - 〔基本方針2〕
身近にふれあえるみどりを広げる 46
 - 〔基本方針3〕
みんなでみどりを育み、大切さを伝える 50
 - 〔基本方針4〕
拠点となるみどりを増やし活用する 52
 - 〔基本方針5〕
地域の人々に愛され、親しまれる公園を育てる 55

5 地域別方針――60

- 5-1 駒込地域 62
- 5-2 巣鴨・西巣鴨地域 64
- 5-3 大塚地域 66
- 5-4 池袋本町・上池袋地域 68
- 5-5 池袋東地域 70
- 5-6 池袋西地域 72
- 5-7 雑司が谷地域 74
- 5-8 高田地域 76
- 5-9 目白地域 78
- 5-10 高松・要町・千川地域 80
- 5-11 長崎・千早地域 82
- 5-12 南長崎地域 84

6 計画の推進に向けて――88

- 6-1 各主体の役割と連携 88
- 6-2 計画の進行管理 90

【コラム】

- グリーンインフラとは 31
- インクルーシブとは 31
- 街路樹の役割 43
- 「居心地が良く歩きたくなるまち」づくり
～ウォーカブルなまちづくり～ 44
- 「みどりの縁むすび」 46
- 「いのちの森」「学校の森」の維持管理 47
- 壁面緑化のすすめ 48
- 市民緑地認定制度とは 55

資料編――92

- 1 豊島区みどりの基本計画策定の経緯 92
- 2 前施策の進捗状況
(平成27年度から令和3年度末まで) 94
- 3 新たな施策・取組の実現までの期間 99
- 4 豊島区の概要 100
- 5 豊島区のみどりの現状 108
- 6 用語の説明 125

計画策定の考え方

1-1 計画策定の考え方 計画の目的

みどりの基本計画は都市緑地法*に基づいて、豊島区の特性と独自性を活かした、緑地の保全と緑化の推進について定めたみどりの総合的な計画です。

区では平成4年に「豊島区みどりと広場の基本計画」を策定後、平成6年の都市緑地保全法改正による「緑の基本計画」制度の創設に伴い、平成13年に法定計画として「豊島区みどりと広場の基本計画」を策定しました。その後、平成23年には「豊島区みどりの基本計画」に計画名を改めました。平成28年の計画見直しを経て、少子高齢化の進展に伴う公園緑地の対応、ヒートアイランド現象*の対策、都市の防災性の確保、都市景観の形成、生物多様性*の保全、幅広い区民参加によるまちづくりなど、様々なみどりのまちづくりに取り組んできたところです。平成23年の計画策定から10年が経過し、この間の平成29年に改正された都市緑地法及び都市公園法*の改正内容の反映が求められます。また、区が目指

す都市像「国際アート・カルチャー都市」として、“多様性を活かしたまちづくり”“出会いが生まれる劇場空間”“世界とつながり人々が集まるまち”を実現し、人中心の居心地が良くウォカブルなまちづくりを推進していく必要があります。【▶P44 参照】

さらに令和2年には内閣府より区が「SDGs 未来都市」に選定され、その中で特に先進的な取組が「自治体SDGsモデル事業」にも選定され、今後もSDGsの新しいモデルとなる持続可能なまちづくりに取り組んでいきます。【▶P38 参照】

今回の計画改定では最新の区内のみどりの現況をもとに、これまでの動向と区民のニーズの変化を踏まえ、公園分野をリードする豊島区として、誰もが快適に過ごすことができライフスタイルに潤いを与える、みどりの量・質ともに豊かなまちづくりを推進することを目的とします。

豊島区 アート・カルチャー都市構想



自治体SDGsモデル事業 国際アート・カルチャー都市 統合的取組

池袋駅周辺の4公園を核にした、まちづくり

暮らしの中にある
小さな公園の活用
資料：豊島区HP



出典：「国際アート・カルチャー都市」の実現に向けて

人中心の居心地が良く ウォカブルなまちづくり



池袋駅東西のシンボルストリートを中心としたウォカブルなまちづくり

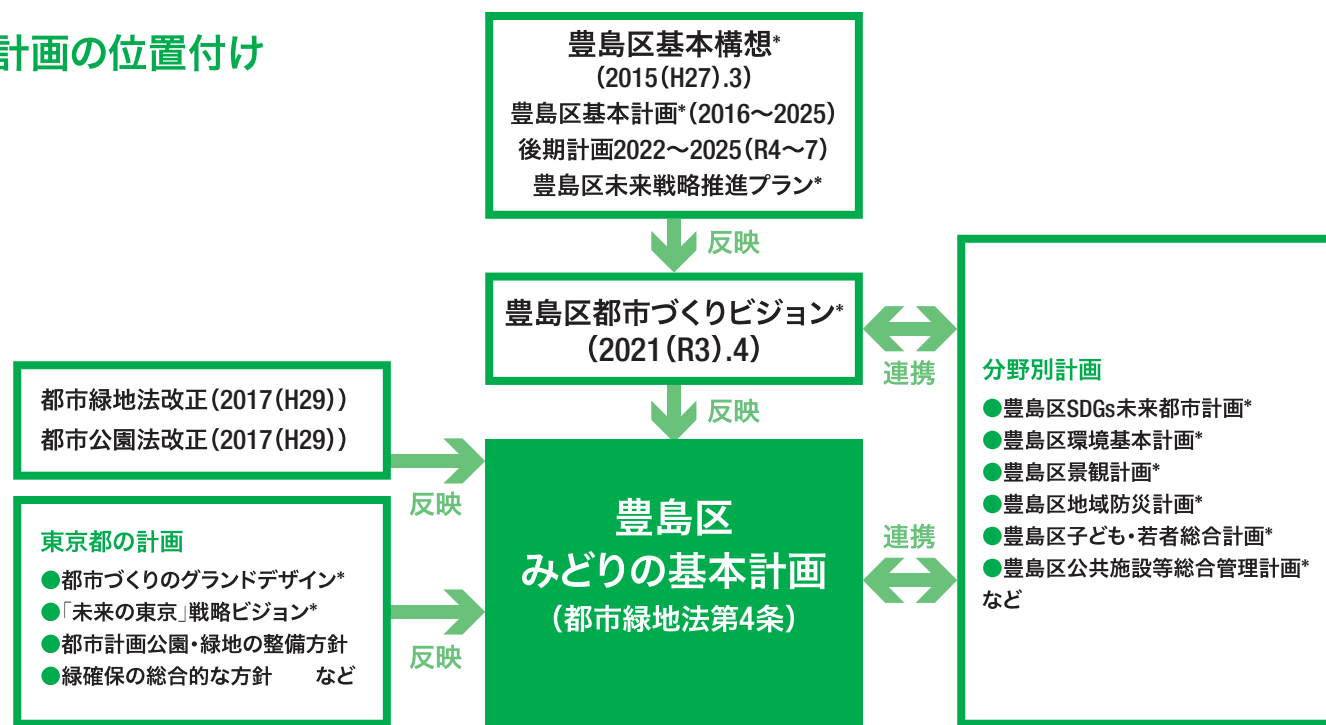
出典：「池袋東口と西口をつなぐウォカブルなまちづくり」



1-2 計画策定の考え方 みどりの基本計画とは

「みどりの基本計画」は、都市緑地法第4条に規定される計画であり、緑地の保全と創出及び緑化の推進を総合的かつ計画的に実施するために、その将来像、目標、施策などを策定するものです。

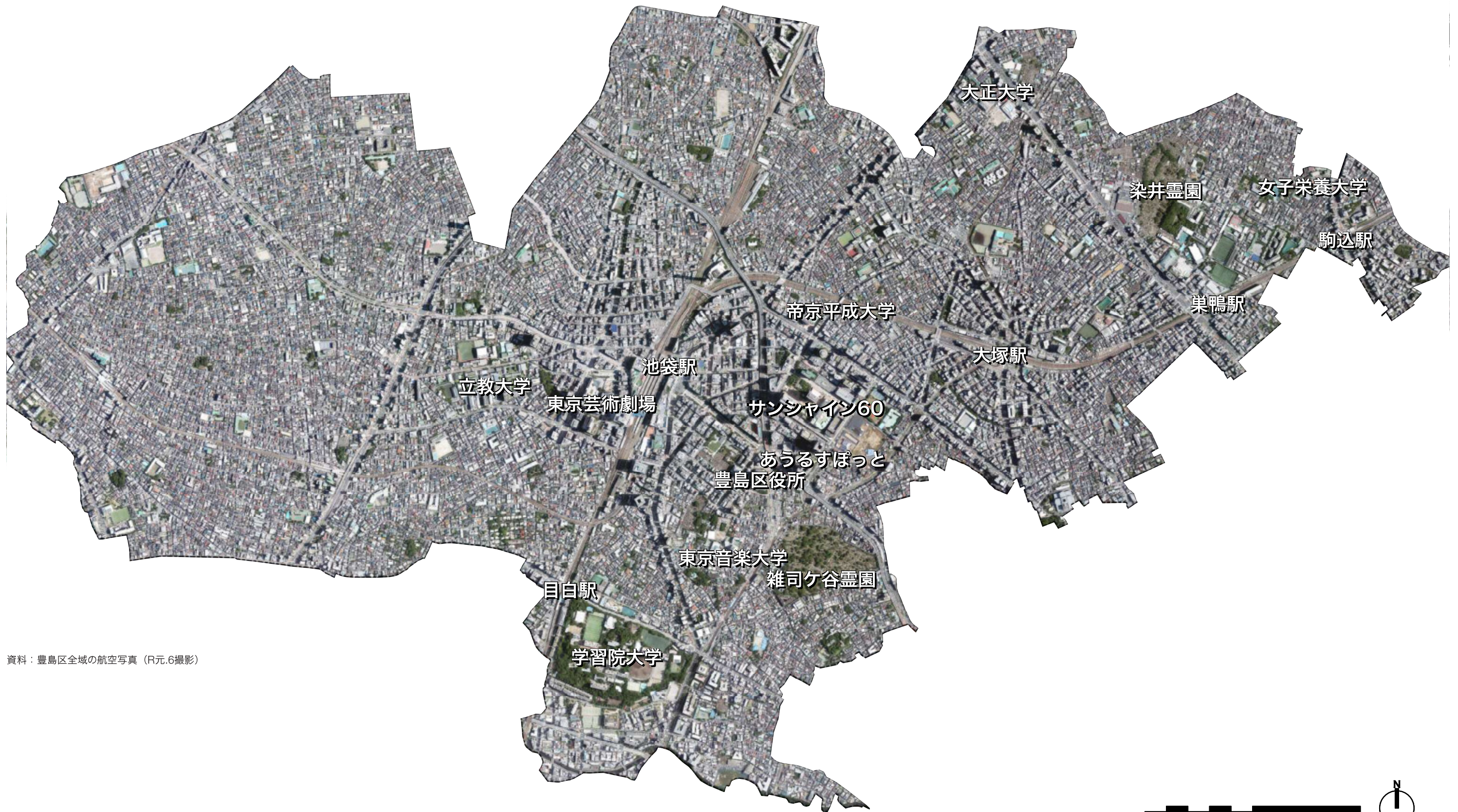
計画の位置付け



1-3 計画策定の考え方

計画の対象範囲

緑を保全し創出していくためには、公有地・民有地を問わず、あらゆる空間で緑化を推進していく必要があります。このため、本計画は豊島区全域を計画の対象区域及び緑化重点地区*とし、公園、道路、学校をはじめとする公共施設と民有地でのあらゆる緑化可能空間で緑化の推進を図ることを計画の内容とします。



資料：豊島区全域の航空写真（R元.6撮影）



1-4 計画策定の考え方

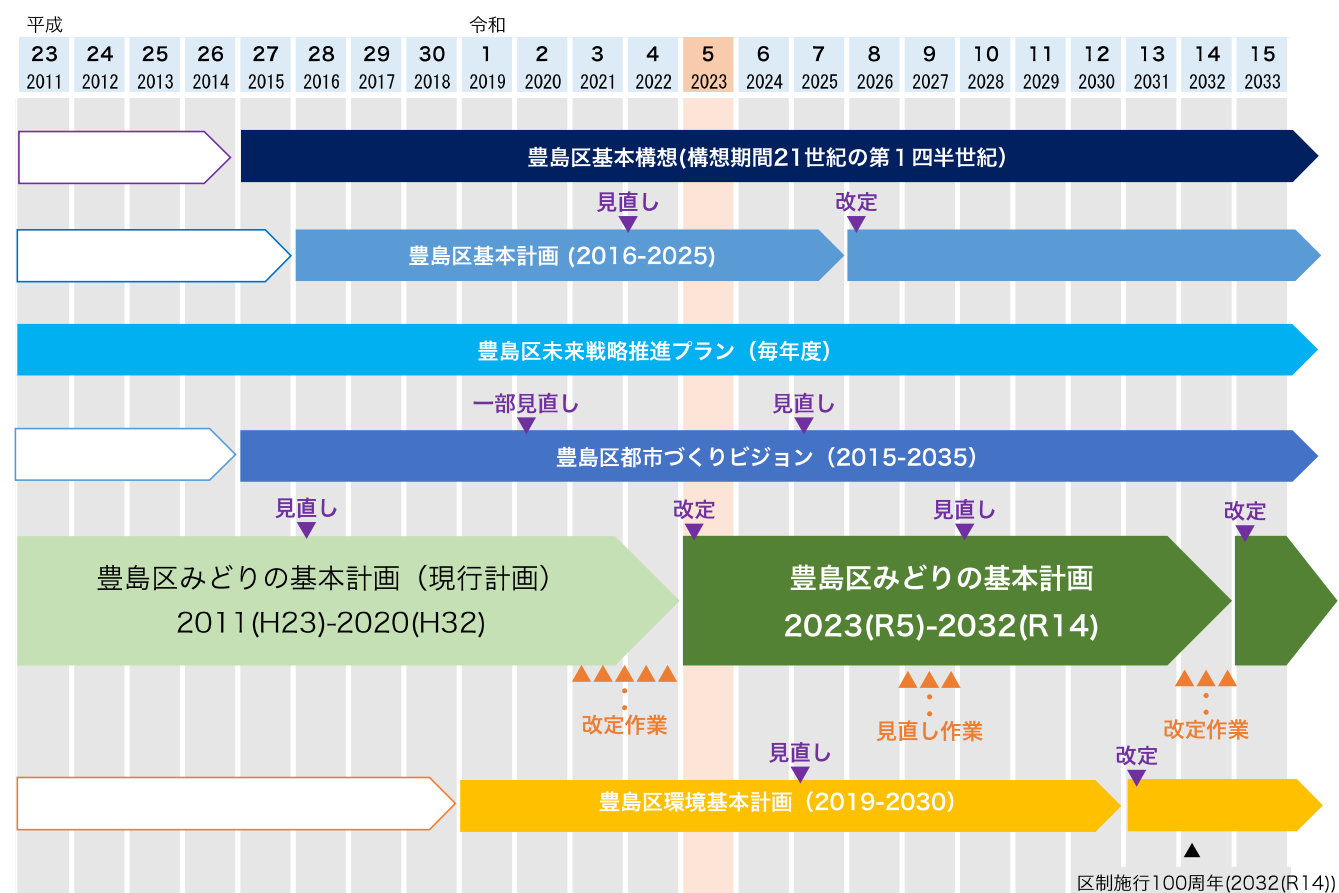
計画の期間

「豊島区みどりの基本計画」は、区全体の政策分野を対象とした「豊島区基本構想」および「豊島区基本計画」における環境分野（みどりのネットワークを形成する環境のまち）を実現するための計画です。

また、「豊島区基本計画」の実施計画である「豊島区未来戦略推進プラン」、目指すべき都市像を実現するための街づくりの基本方針である「豊島区都市づくりビジョン」と整合を図るとともに、環境保全に関する総合的計画である「豊島区環境基本計画」との連携を図ります。

本計画の期間は、令和5（2023）年度から令和14（2032）年度までの10年間とします。目標の期間である令和14年度は、区制施行100 周年の節目の年となります。

また、本計画をより実効性の高い計画とするために、事業の進捗状況、上位・関連計画の動向などを踏まえ、5年を目途に見直しを行います。そのために緑被率などの定期的調査を含め、区内の「みどり」の動向を継続的に把握していきます。



豊島区のみどりの課題

2-1 豊島区のみどりの課題 みどりを取り巻く課題

1 ネットワークとなるみどりづくり

都市環境の改善や生物多様性、防災性の向上など、みどりには様々な機能が求められています。個々のみどりの果たす機能には限界があり、庭先やベランダなどの身近なみどり、都市の骨格となる幹線道路の街路樹、学校、霊園など拠点となる大きなみどりが結ばれ、さらに豊島区内だけでなく隣接する区の公園などのみどりととも連続性が生まれることで、みどりの果たす機能がより発揮されていきます。

みどりのネットワークを構成する要素は、街路樹や河川沿いの並木のような帯状のみどりの他、点在する緑地や公園によるつながりも重要となります。そのため、従来通り幹線道路整備事業により街路樹によるネットワーク化を進めていくとともに、公共施設や建築計画などによる新たな緑地を整備する際は、周辺のみどりとのつながりを考慮して、ネットワークを形成することが重要です。

さらに、みどりをつなげるだけではなく、生物の生息・生育空間を広げるためにみどりのネットワークを充実することが必要であり、また、地域の歴史ある樹木や花を巡るルートづくりや、人々の滞在によりにぎわいを生むまちなかの快適な空間づくりなど、みどりに係わる人のつながりを形成していくための人のネットワークの仕組みづくりを検討することが重要となります。

2 みどりの効果を発揮するまちづくり

地球規模での気候変動への対応が求められている中で、ヒートアイランド現象、ゲリラ豪雨*などの都市気象に関する問題が、日常生活においても問題視されています。区内では、想定し得る最大規模の降雨（総雨量690mm、時間最大雨量153mm）の場合、神田川沿いや山手通り沿いなどが浸水想定区域となっています【▶P105参照】。みどりを増やすことで、緑陰の形成や植物の蒸発散作用によって低温域が形成されるなどの熱環境の改善や、緑地による雨水の貯留浸透を増やすなどの効果が期待されます。

また、みどりは生物が生息・生育するための基盤

であり、みどりの基盤を増やすことが生物多様性の向上や都市に暮らす人々が生物とふれあう機会をつくることにつながります。そして、生活に安らぎを感じるなどの情緒的效果や地域交流の場をつくる効果もあります。

さらに、豊島区は木造住宅密集地域（木密地域）が4割を占めており、木密地域では公園や街路樹などのみどりによる延焼防止対策が求められています【▶P104参照】。公園・緑地などのオープンスペースは災害時の防災拠点としても重要な役割を担っており、本区では令和2年に「としまみどりの防災公園」をオープンしました。引き続き地域の実情を考慮しながら、防災機能を備えた公園の整備や避難所指定の学校のみどりによる防災性の向上、周辺区との連携、不燃化事業との連携などのみどりによる防災性の向上を検討する必要があります。

このような都市や地域の課題と区民が求めることに対して、多様な効果を生み出すみどりを保全・創出していくことが重要です。

3 身近なみどりを広げ、ふれあう機会を増やす

近年の感染症の流行に伴い、私たちはこれまでの働き方や暮らし方の転換を経験し、テレワークなどの「新しい生活様式」の定着が進みました。今後も想定される局面に対して、憩いとリフレッシュの場となり季節を感じるができる、居心地が良く歩きたくなるまちなかや身近なみどりの必要性がますます高まっています。

「協働のまちづくりに関する区民意識調査*」（令和3年7月実施）（以下、「区民意識調査」）では、街路樹や生垣など街を歩いていて緑が多いと感じる割合が4割を超え、6年前の調査に比べて2割も増加しており、街路樹や公園、民有地などの緑化の効果が見られます。一方で、多様な生きものが生息・生育できる環境づくりの現状の評価では、みどり・環境に関する生活環境の中で最も満足度が低くなっています。区民満足度を向上させるためには、日常生活の中でみどりや生きものとのふれあいや、歩きながらみどりと親しむ機会を増やしていくことが必要で

す。身近なみどりは公園のみどりだけではなく、住宅地の庭木や生垣、道路の街路樹、学校等の施設の樹木、商店街のプランター緑化など、様々なみどりが 있습니다。そのため身近なみどりを増やすための制度や支援、みどりに親しむための講習、次世代にみどりを育む大切さを伝える環境教育など、みどりを広げるための基盤づくりが重要です。また、地面にみどりを植えて生物多様性や雨水浸透などの効果につながる土壌の確保も重要です。

公共施設においても屋上緑化*、壁面緑化*など多様な緑化手法を用いて、都市の中の新たな自然環境の創出や美しいみどりの景観づくりを率先して行い、緑化環境を整備・維持管理していくことが必要です。

4 区民や多様な主体の協働によるみどりづくり

区内のみどりの多くは民有地にあり、良好なみどり環境を維持・拡充していくためには区民・事業者等との協働が不可欠です。民有地の屋上・接道緑化*に対する支援と、開発や建築行為における緑化計画によるみどりの確保を積極的に進める必要があります。

また、まちづくりにおいては、コミュニティ形成が重要になってきており、公園などの地域のみどり資源の維持管理における住民参加の仕組みづくりや、地域の特性に合わせた公園の利活用と民間緑地の活動なども、区民や多様な主体との連携が重要となります。そのため、みどりが持つ環境形成の必要性を区民・事業者などに広く啓発し、地域でみどりを管理・保全する仕組みづくりや活動の担い手を育成していくことが必要です。

5 拠点となる歴史あるみどりの継承と新たなみどりの利活用

区内には学習院大学、雑司ヶ谷霊園、染井霊園などの古くから残るまとまった緑地が存在しています。これらのみどりは都市環境の改善効果のほか、豊島区の地域性や歴史性を残す自然環境資源としても貴重なものであり、良好な状態で次世代へ引き継いでいく必要があります【▶P108参照】。

また、前計画からの間に区では、「池袋駅周辺の公園を核にしたまちづくり」を進め、南池袋公園、中池袋公園、池袋西口公園、としまみどりの防災公

園を整備し、公民連携の取組などにより4公園が連携してにぎわいの場となり、まちの回遊性を高めています。

これら4公園や都市開発*で生み出された緑地などのまとまったみどりを有する地区は、みどりを良好な景観をつくる新たな資源として維持保全するとともに、まちのにぎわいを広げていく利活用が求められます。

都市化が非常に進んでいる豊島区においては、今後、新規にみどりの拠点となる大規模公園の整備を行っていくことは、財政上からも非常に困難です。そのため、区民要望や地域の実情に基づき、公共施設の跡地の公園化について十分な検討を行い、計画的な公園整備を行う必要があります。

6 誰もが利用でき、地域に愛され親しまれる公園にする

豊島区は小規模な公園が多いことが特徴となっています。そのような公園を有効に活用するために「暮らしの中にある小さな公園の活用」を進め、中小規模公園活用プロジェクト*や公園のアートトイレ【▶P121参照】などの取組を実施してきました。このような様々な取組により、多世代が利用する地域の交流の場として成果をあげており、「区民意識調査」の「近くに好きな公園がある」との回答が約5割にのぼることからも、区民が身近な公園を利用していることがうかがえます。

また、豊島区は通勤、通学者などの流入人口が多いことが特徴です。そのため、公園利用者は地域住民だけではなく多くの来訪者も利用している状況です。公園の維持管理では近隣住民を中心にした公園ボランティアによる清掃活動も行われている一方で、利用方法についての苦情も多くなっています。公園が迷惑施設とならないように、地域住民だけではなく事業者や学生など多くの意見を取り入れた利用マナーの検討や、多くの人が参加する維持管理活動を行うことが重要となります。

さらに、公園の管理・活用において、平成26年3月に策定した「豊島区公園施設長寿命化計画*」に基づき、計画的に維持管理を行うとともに、地域団体との連携を推進し、地域コミュニティの拠点とすることが重要です。